

はじめに

2015年12月号で掲載させていただいた立入検査拒否及び自動火災報知設備設置命令違反を告発した事案の経過と処分については、以下のとおりである。

被疑者

甲：自動火災報知設備設置命令違反
建物所有者

乙：立入検査拒否
会社役員(建物所有者の配偶者)

告発後の経過と処分

○告発年月日

1 立入検査拒否

平成27年7月10日

2 自動火災報知設備設置命令違反

平成27年9月24日

告発を受けて、警視庁は搜索差押令状による捜査を開始した。捜査では、自動火災報知設備設置命令違反の立証のため、事前に情報提供を行った当庁の実況見分要領により、防火対象物の面積の測定が行われた。また、管轄区役所の建築を担当する課の職員に立会いを依頼した。

そして、警視庁は、平成27年9月末日に甲を自動火災報知設備設置命令違反で、乙を立入検査拒否で通常逮捕した。

東京地検は、平成27年10月20日に両案件について起訴処分とした。甲は即日、罰金60万円を支払い釈放されたが、乙は容疑を否認したため公判となった。

平成28年1月の公判で、乙は否認から一転し、

立入検査拒否及び 自動火災報知設備設置 命令違反に係る告発事案の 処分の決定について

東京消防庁予防部
査察課機動査察係



容疑を認め罰金30万円の判決が出された。また、乙は消防の立入検査を受ける意思を示した。

消防用設備等の設置について

甲は処分を受けて、所有する防火対象物を消防用設備等の設置を含めて全て適法な状態にしたいと管轄消防署に相談した。

管轄消防署では、設置方法も含めて、消防用設備等点検未実施等、全ての違反を甲が改修できるように指導した。その後、消防用設備等の設置に関する届出が提出され、平成27年12月に検査を終了し、全ての消防用設備等が適法に設置されていることを確認した。

これにより、甲の自動火災報知設備設置命令違反は是正された。

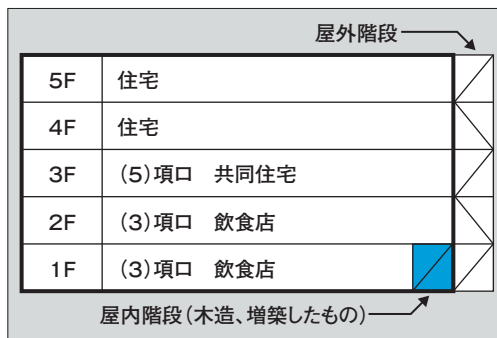
本告発事案を終えて

この事案は、平成14年の消防法施行令の一部改正による実態調査を端緒としたものであった。消防の指導に全く従わないことから、告発に至った。告発するにあたり、東京地検の検事からアドバイスを受け、管轄警察署に協力を求めることとした。事案の説明を行い、甲、乙に対し、消防法違反である事実を認識させることからスタートした。また、管轄警察署の指導にも従わなかったため、警視庁生活安全部にも協力を依頼した。

告発するにあたって、立入検査拒否に係る告発の実績を有する群馬県高崎市等広域消防局から資料提供等の協力を受け、告発することができた。強制捜査の際には、消防として警視庁に実況見分要領の情報提供を行う等、連携を図った。また、立会人として建築行政庁である区役所の協力も得ることができた。

関係する行政機関がうまく連携することができたことが、関係者の防火に対する意識を向上させ、防火対象物の安全性を高めることとなった事案であったと感じている。

改めて、今回の告発に係わっていただいた関係機関の皆さまに感謝申し上げる次第である。



立面図



自動火災報知設備受信機の設置状況



自動火災報知設備発信機等の設置状況



自動火災報知設備感知器の設置状況